

宮城県犯罪被害者等支援条例の概要

1 条例見直しの背景

- 宮城県犯罪被害者支援条例は、平成15年11月定例会で議員提案により全国に先駆けて制定され、翌年4月1日から施行された。
- 施行から既に20年近くが経過しており、被害者への支援の在り方などで現状に合わない面が出てきていることから、改正が必要であるもの。

2 主な改正内容

- 条例の名称について、「犯罪被害者」から「犯罪被害者等」に改め、犯罪被害者の家族や遺族を含むことを明らかにした。
 - 犯罪被害者等の支援については、生命、身体に対する直接的な被害のみならず、住まいや雇用の確保、心理的外傷や経済的困窮等に係る中長期的かつ総合的な支援が重要であることから、条例の所管を公安委員会から知事部局に改めることとし、計画策定及び年次報告の主体を公安委員会から知事に改めた。
 - 県、市町村及び県民の責務に加えて、事業者及び民間支援団体の責務を新たに定めた。
 - 犯罪被害者等に対する中長期的な支援に係る具体的な施策として、居住の安定、雇用の安定、経済的負担の軽減、保健医療サービス及び福祉サービスの提供等を基本的施策の章に盛り込んだ。
 - 自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすい犯罪被害者等（子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等）に関する相談体制の確立等に取り組むものとした。
- (※ 条例の内容を全面的に改めるものであるため、「全部改正」の方式により改正を行った。)